

長崎県小児・周産期医療施設施設整備事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、小児医療施設及び周産期医療施設を整備し、地域における小児・周産期医療水準の向上に資することを目的として、施設の新築、増改築及び改修を行うものに対し、予算の定めるところにより、医療提供体制施設整備交付金交付要綱(平成25年5月28日厚生労働省発医政第0528第6号)(以下、「国交付要綱」という。)に基づき補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)に対し、長崎県小児・周産期医療施設施設整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第460号の9)及びこの要綱に定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)及び基準額は国交付要綱の定めるところとし、その補助額は、基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、0.33の調整率を乗じて得た額とする。

ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、内示をもって事業着手を認める。

(補助金の交付申請)

第3条 この補助金の交付申請は、様式第1号による申請書に様式第6号による誓約書その他関係書類を添えて、知事が定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第4条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第1-2号による申請書その他関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとし、また、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の内容のうち、次のものを変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出の関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。
- なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (12) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法令又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。
- (13) 補助事業者が（1）から（12）までにより付した条件に違反した場合には、こ

の補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(軽微な変更)

第 6 条 規則第 1 1 条第 2 項第 1 号の規定により知事が定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 県の補助額に変更を生じさせない範囲内における補助対象経費の変更
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更 (各経費区分間の 2 0 % 以内)
- (3) 事業目的に影響を及ぼさない範囲内における事業計画の変更

(遂行状況報告書)

第 7 条 この補助金の施設整備に係る事業遂行状況報告については、毎年度 1 2 月末日現在の状況を翌月 1 0 日までに、様式第 5 号により知事に報告しなければならない。

(概算払)

第 8 条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第 2 号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第 9 条 規則第 1 3 条第 1 項の規定による実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から 3 0 日を経過した日 (第 5 条の (4) により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 3 0 日を経過した日) 又は翌年度 4 月 1 0 日のいずれか早い日までとし、様式第 3 号により報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 10 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について、返還することを命ずる。

(財産処分の制限)

第 11 条 規則第 2 0 条のただし書の規定による別に定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間 (平成 2 0 年厚生労働省告示第 3 8 4 号) に準ずるものとする。

附則 この要綱は、平成 3 0 年度の予算に係る補助金から適用する。

様式第 1 号

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名 印

年度長崎県小児・周産期医療施設施設整備事業交付申請書

年度長崎県小児・周産期医療施設施設整備事業について、長崎県小児・周産期医療施設施設整備事業補助金 円を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和 4 0 年長崎県規則第 1 6 号）第 4 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 施設整備事業計画書
- 2 経費所要額調書
- 3 施設整備事業費内訳書
- 4 歳入歳出予算書（見込書）の抄本
- 5 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書
- 6 誓約書（様式第 6 号）
- 7 その他参考となるべき書類

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名 印

年度長崎県小児・周産期医療施設施設整備事業補助金変更交付申請書

年 月 日付長崎県指令 をもって交付の決定を
受けた標記補助金について、下記のとおり補助の変更交付（追加・減額）、一部取消を
受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金（変更交付（追加）（減額）・一部取消）申請額 金 円
- 2 変更を受けようとする理由
- 3 経費所要額調書
- 4 支出予定額変更内訳書
 - 今回変更申請金額：金 円
 - 当初交付決定金額：金 円
 - 差引（追加・減額）申請額：金 円
- 5 その他参考となる書類

様式第 2 号

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名 印

年度長崎県小児・周産期医療施設施設整備事業補助金概算払請求書

年 月 日付け長崎県指令 で補助金の交付の決定がありました補助事業について、長崎県小児・周産期医療施設施設整備事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により下記のとおり請求します。

記

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円
残額	円

振込指定口座		銀行	支店
種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義			

様式第3号

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名 印

年度長崎県小児・周産期医療施設施設整備事業補助金の実績報告書

年 月 日付長崎県指令 をもって交付決定
の通知があった長崎県小児・周産期医療施設施設整備事業補助金について長崎県補助金
等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第13条の規定により、その実績を関係
書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 施設整備事業計画実績
- 2 経費所要額精算書
- 3 施設整備事業費内訳書
- 4 歳入歳出決算書（見込書）の抄本
- 5 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書
- 6 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと）
- 7 契約書の写し
- 8 補助事業完成後の補助対象事業の概要を示す写真
- 9 その他参考となるべき書類

様式第 4 号

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名 印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付長崎県指令 をもって交付決定が
あった長崎県小児・周産期医療施設施設整備事業補助金について、交付決定通知により交
付された条件に基づき下記のとおり報告します。

1 . 事業の種類

2 . 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 1 5 条に基づく額の確定額又
は事業実績報告額

金 円

3 . 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

注：別添参考となる書類（3の金額の積算の内訳等）

様式第 5 号

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名 印

年度長崎県小児・周産期医療施設施設整備事業補助金に係る遂行状況報告書

年 月 日付 で補助金の交付決定通知を受け
た 年度長崎県小児・周産期医療施設施設整備事業補助金について、その遂行状
況を長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第11条の規定により
別紙のとおり報告します。

様式第 6 号

年 月 日

長崎県知事

様

申請者 住所
氏名

印

誓 約 書

私は 年度長崎県小児・周産期医療施設施設整備事業補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

誓約の場合、 にチェックを入れてください。

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。